

## 九重町地域おこし協力隊募集要綱

### 《募集概要》

九重町は、大分県の南西部に位置しており、標高 1700 メートル級の山々がそびえる「九重連山」の麓にあります。九州の屋根というべき名峰連なる九重山群、懐には恵まれた温泉群を抱きながら、四季折々に表情を変える自然環境豊かな町です。また、地熱資源をはじめ豊富な資源を有しており、無限に発展する可能性を秘めています。

しかし、少子高齢化が進み、空き家の増加や地域コミュニティの衰退が見受けられます。

このような中で、九重町では「日本一の田舎づくり」を提唱し、九重町第 4 次総合計画のもと、住民との協働のまちづくりを目指しています。人が人として助け合う、自助・互助を含め、目に見えないものを大切にしようとする心の豊かさ、家族や地域の間人関係を含めた思いやりや心くばり、そして、地縁で結びついていた地域社会を再構築し絆を取り戻す、このような理念を共有し一緒にまちづくりに取り組んでいただける方を募集します。

### 《活動概要》

#### (1) まちづくり協議会活動業務の支援

- ・南山田地区協議会に於ける活動の支援（南山田地区への定住活動等）

#### (2) 九重町への移住及び定住事業の支援

- ・空き家土地バンクを主軸とした移住定住業務支援

#### (3) その他地域の活動に係る業務

#### (4) 自らの定住に向けた業務

※業務場所は南山田ふれあい交流センター（南山田地区公民館）となります。

※ホームページや SNS にて、活動状況や九重町の魅力・観光等の情報の発信も行っていただきます。

### 《募集内容》

募 集 人 員：若干名

年 齢 制 限：20 歳～50 歳※在学者は応募できません。

性 別：男女問わず

居 住 地 域：条件不利地域以外出身者※

任 期：採用の日から、2020 年 3 月 31 日まで

（任用開始日については要相談）

{最長 3 年間まで延長を行う場合があります。}

ただし、ふさわしくないと判断した場合は更新しない。

必 要 資 格：普通自動車免許

必 要 能 力：パソコン技術（ワード、エクセル、SNS 配信等）

そ の 他：九重町に 1 年以上居住可能な者

心身ともに健康で地域住民の方とコミュニケーションがとれるとともに、  
地域活性化に深い熱意を持ち積極的に活動できる方  
協力隊員の任期終了後に九重町に定住を考えている方

### 《待遇等》

雇 用 形 態：非常勤の特別職

※2020 年 4 月から雇用形態が変更となります。

給与・賃金等：日額 7,600 円（社会保険料等自己負担分を含む、賞与無、別途通勤費用支給）

勤務時間：勤務日は原則として週5日間とし、1日につき7時間45分とします。

この場合において、標準的な勤務時間帯は、午前8時30分から午後5時までとし、休憩時間を午後0時15分から午後1時までとします。

職務内容により、7時間45分を超えない範囲で変更できるものとします。

勤務日：土・日曜日の週休日、祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日を勤務日とします。

※勤務日以外に特に勤務することを命ぜられた場合は、休日を振替えることとします。

福利厚生：社会保険、雇用保険に加入し、住居は九重町で用意する。

(生活必需品や光熱水費等は自己負担)

《採用までのスケジュール》

随時：九重町ホームページ、JOIN ホームページ等で募集

○第1次審査(書類選考)

※第1次審査後、選考結果を応募者に通知し、合格者には第2次選考の日程などを調整します。

○第2次審査(面接審査)

※第1次選考合格者を対象として、九重町役場庁舎において面接を実施します。(移動に必要な交通費等は自己負担となります。)

第2次審査より1週間程度：採用者決定

随時：採用 ※採用日については相談に応じます

《申込み方法》

応募は随時行っています。

九重町ホームページよりダウンロードした(若しくは郵送された)応募用紙に必要な事項を記入のうえ、住民票の写しと運転免許証の写しを添えて下記宛先へ応募ください。

申込書を受け取りましたら、意見日程等についてこちらからご連絡します。

《応募・問い合わせ先》

〒879 - 4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8 - 1

九重町役場 企画調整課 自律のまちづくりグループ

担当：佐藤 祐輔・竹枝 志穂・中村 圭佑

TEL：0973 - 76 - 3807

FAX：0973 - 76 - 2247

E - mail：[kikaku@town.kokonoe.lg.jp](mailto:kikaku@town.kokonoe.lg.jp)

#### ※条件不利地域とは

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)又は沖縄振興特別措置法(昭和14年法律第14号)に指定された地域